



茨城県報

第 1 3 5 0 号

平成14年 3 月28日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課） 2

●茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課） 3

●茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課） 3

（ 教 育 委 員 会 ）

●学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則 4

●茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（高校教育課） 9

●茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則（高校教育課） 35

（ 人 事 委 員 会 ）

●職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 36

●職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 37

●職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 40

●公益法人等への職員の派遣等に関する規則 40

●学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則 43

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 46

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 48

告 示

●介護機関の指定（厚生指導課） 48

●指定居宅サービス事業者の廃止（高齢福祉課） 49

●茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の一部改正（商工政策課） 50

●茨城県訓練手当支給要領の一部改正（職業能力開発課） 50

●保安林の指定の解除の予定（林業課） 51

●保護水面の区域の変更（2件）（漁政課） 51

●定款変更の認可（2件）（農村計画課） 52

●建設業法による営業停止処分（監理課） 52

●道路の区域の変更（3件）（道路維持課） 53

●道路の供用の開始（5件）（道路維持課） 54

●急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川課） 55

●公有水面埋立権の譲渡の許可（港湾課） 56

●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課） 56

| | |
|---|----|
| ●土地区画整理組合の定款変更の認可（都市整備課） | 57 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（2件）（都市整備課） | 57 |
| ●事業計画の変更の認可（下水道課） | 58 |
| ●土地改良事業の適当決定（3件）（土地改良事務所） | 58 |
| ●土地改良法に基づく換地処分（3件）（土地改良事務所） | 60 |
| （人 事 委 員 会） | |
| ●公益法人等への職員の派遣に関する規則第3条第2号に規定する人事委員会が定める職 | 60 |
| 公 告 | |
| ●県営土地改良事業計画の変更（農村計画課） | 60 |
| ●地籍調査の成果認証（農村環境課） | 61 |
| 訓 令 | |
| （教 育 委 員 会） | |
| ●茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 | 61 |
| ●県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の週休日の割振りの特例に関する基準の一部を改正する訓令 | 62 |
| 正 誤 | |
| ●平成14年 3 月14日付け茨城県報第1346号中 | 62 |

規 則

茨城県規則第15号

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第41条の表小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業であつて地方名称えび手繰網漁業並びにその他の小型機船底びき網漁業であつて地方名称えび板びき網漁業の項中「及びツ、テの各2点を」を「、ツ及びテの各点を順次に」に改め、「に並行してチ、ツの2点を結んだ線」を削り、「日立市久慈川口北防波堤灯柱中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点」を「日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識」に、「日立市及び那珂郡入会久慈大橋第1橋脚から正東の線と最大高潮時海岸線との交点」を「日立市日立港第5埠頭岸壁に設置した標識」に改め、同表小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及びその他の小型機船底びき網漁業であつて地方名称自家用餌料板びき網漁業の項中「日立市久慈川口北防波堤灯柱中心点」を「日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識」に改め、同表さし網漁業のうちばらまきさし網漁業の項中「鹿島上島灯台中心点」を「汲上字別所釜2519番の8地先に設置した標識」に、「800メートル」を「600メートル」に改め、同表火光利用さば一本釣漁業の項中「大同灯台中心点」を「荒井字後604番地先に設置した標識」に改め、同表固定式さし網漁業（総トン数2トン以上の船舶を使用するもの）の項中「日立市東金沢町1-22-10日立市金沢ゴミ処理場煙突中心点」を「日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱」に改める。

第57条の見出し中「はえなわ漁業、固定式さし網漁業及び流し網漁業」を「はえなわ漁業等」に改め、同条第1項

中「及び流し網漁業」を「流し網漁業、せんかご漁業及びたこつぼ漁業」に改め、「幹なわ又は網の中間に300メートルごとに浮標をつけ」を削る。

様式第 4 号中「10 魚群探知器の有無」を削る。

付 則

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県規則第16号

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県内水面漁業調整規則（昭和40年茨城県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30条の表中「北相馬郡守谷町板戸井」を「守谷市板戸井」に改める。

第31条第 1 項第 1 号中「400メートル（小貫橋）」を「小貫橋上流端」に改め、同項第 6 号中「50メートルの区域」を「50メートルの間の区域」に改める。

第33条の 2 に次の 1 号を加える。

- (3) ストライパー（ストライプドバス、ホワイトバスその他のモロネ属の魚及びそれらを交配した魚をいう。）

付 則

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県規則第17号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第24条中「25馬力」を「80キロワット」に改める。

第43条第 1 項第 3 号中「関東鉄道」を「鹿島鉄道銚田線」に改め、同項第 7 号中「行方郡潮来町湖岸」を「潮来市湖岸」に、「行方郡潮来町大字大生」を「潮来市大生」に、「南西隅（舟入場入口左岸）」を「に設置した標柱」に改め、同条第 2 項第 3 号中「163番に設置した標柱」を「163番地に設置した標識」に、「エから45度1,000メートル」を「エから45度988メートル」に、「486番の 1」を「486番地の 3」に改め、同項第 4 号中「高崎47番の 1 地先」を「掛崎2200番地」に改める。

第44条第10号中「と行方郡麻生町及び牛堀町並びに稲敷郡東町及び桜川村湖岸とによつて囲まれた水域」を「以南の霞ヶ浦」に、「に設置した漁場基点第24号」を「国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右12.00」に改め、同条第11号中「に設置した漁場基点第24号」を「国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右12.00」に改め、同条第16号中「行方郡潮来町大字延方」を「潮来市延方」に改める。

第45条第25号中「行方郡潮来町大字釜谷」を「潮来市釜谷」に改め、同条第26号中「行方郡潮来町新々洲」を「潮来市新々洲」に改め、同条第27号中「行方郡潮来町大字潮来」を「潮来市潮来」に改め、同条第38号及び第39号中

「行方郡麻生町と牛堀町との町界」を「行方郡麻生町と潮来市との市町界」に改める。

第46条の表中「行方郡潮来町大字延方」を「潮来市延方」に改める。

第47条の 2 に次の 1 号を加える。

(3) ストライパー (ストライプドバス, ホワイトバスその他のモロネ属の魚及びそれらを交配した魚をいう。)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定及び第47条の 2 に 1 号を加える改正規定は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成13年農林水産省令第153号) 附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる馬力数の推進機関を備える漁船を使用する場合の漁業の許可又は起業の認可については、この規則による改正後の茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

#### 茨城県教育委員会規則第 8 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則 (昭和62年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

第 2 条中「, 「実施機関」, 「, 条例第 2 条」及び「, 実施機関」を削る。

第 3 条中「県立学校並びに市町村立の小学校, 中学校及び養護学校の長 (以下「学校長」という。)」を「校長」に、「当該実施機関」を「教育委員会」に改める。

第 4 条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第 5 条中「学校長」を「校長」に、「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第 6 条第 2 項及び第 7 条から第15条までの規定中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第16条 (見出しを含む。) 中「学校長」を「校長」に改める。

第17条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第18条を削る。

第19条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「茨城県教育委員会教育長」を「教育委員会教育長」に改め、同条を第19条とする。

第 1 号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名) \_\_\_\_\_ 殿」 を 「 \_\_\_\_\_ 茨城県教育委員会教育長 殿 」 に改める。

第 2 号様式中

「実施機関の長の職・氏名 \_\_\_\_\_ 回」 を 「 \_\_\_\_\_ 茨城県教育委員会教育長 回」 に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

第 3 号様式中

「 (実施機関の長の職氏名) \_\_\_\_\_ 殿」 を 「 \_\_\_\_\_ 殿」 に改める。

第 4 号様式から第 9 号様式までの様式中

「 (実施機関の長の職・氏名) \_\_\_\_\_ 殿」 を 「 \_\_\_\_\_ 殿」 に改める。

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

## 第 9 号様式の 2 (第 5 条関係)

## 介 護 補 償 請 求 書

 新規 継続

|                                 |        |     |   |   |
|---------------------------------|--------|-----|---|---|
| 茨城県教育委員会教育長 殿<br>下記の介護補償を請求します。 | 請求年月日  | 年   | 月 | 日 |
|                                 | 請求者の住所 | 氏 名 |   |   |

|                                  |   |             |   |   |    |
|----------------------------------|---|-------------|---|---|----|
| 被に<br>災関<br>学校<br>する<br>医事<br>等項 | 1 | (所属学校)      |   |   |    |
|                                  |   | (氏 名)       | 年 | 月 | 日生 |
|                                  |   | (職 名)       |   |   |    |
|                                  |   | (負傷又は発病年月日) | 年 | 月 | 日  |

|   |                   |                              |   |         |   |   |
|---|-------------------|------------------------------|---|---------|---|---|
| 2 | 傷病等級又は<br>障 害 等 級 | 傷病等級 (第 級 号)<br>障害等級 (第 級 号) | 3 | 年金証書の番号 | 第 | 号 |
|---|-------------------|------------------------------|---|---------|---|---|

|   |                   |                                     |                                     |
|---|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 4 | 介護を要する状態の常時又は随時の別 | <input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 | <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態 |
|---|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|

| 5<br>請<br>求<br>金<br>額<br>等 | 請 求 対 象 年 月       | 介護費用を支出せずに<br>介護を受けた日の有無                                | 介護費用として<br>支 出 し た 額 | 請 求 月 額 |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------|----------------------|---------|
|                            | 年 月               | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない | 円                    | 円       |
|                            | 年 月               | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない | 円                    | 円       |
|                            | 年 月               | <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない | 円                    | 円       |
|                            | 介護補償請求金額 (請求月額合計) |                                                         |                      | 円       |

|   |          |                                                                                                      |
|---|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 介護を受けた場所 | <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等 (名称：<br>入院・入所期間 [ 年 月 日から<br>年 月 日まで ] ) |
|---|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                 |     |                 |               |
|---------------------------------|-----|-----------------|---------------|
| 7<br>介<br>従<br>事<br>し<br>た<br>者 | 氏 名 | 請求者との<br>続柄又は関係 | 請求者が介護を受けた期間  |
|                                 |     |                 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|                                 |     |                 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|                                 |     |                 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

|                  |         |                                                             |        |       |
|------------------|---------|-------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 8<br>送<br>金<br>先 | 振 込 先   | 銀行 支店                                                       | ※ 受 理  | 年 月 日 |
|                  | 預 金 科 目 | <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 | ※ 決 定  | 年 月 日 |
|                  | 振込口座    | 口座番号                                                        | ※ 決定金額 | 円     |
|                  |         | 名 義                                                         | ※ 支 払  | 年 月 日 |

第10号様式及び第11号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 殿」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 殿」 に改める。

第12号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 殿」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 殿」 に,  
「死亡学校医等」を「学校医等」に, 「(死亡年月日)」を「(死亡年月日又は支給すべき事由が生じた日)」に改め,  
「遺族補償」を削る。

第13号様式及び第14号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 殿」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 殿」 に改める。

第15号様式中

「 実施機関の長の職・氏名  
\_\_\_\_\_ 回」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 回」 に改める。

第15号様式の 2 中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 回」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 回」 に改める。

第16号様式中

「 (実施機関名)  
\_\_\_\_\_」 を 「  
茨 城 県 教 育 委 員 会 」 に,

「 (実施機関名)  
\_\_\_\_\_ 回」 を 「  
茨城県教育委員会 回」 に改め, 同様式別記中

「[注意事項]」を削り, 同様式別記 2 中「3 月, 6 月, 9 月」を「2 月, 4 月, 6 月, 8 月, 10 月」に, 「支払ます。」  
を「支払います。」に改め, 同様式別記 4 中「請求書」を「証書」に, 「実施機関」を「教育委員会」に改め, 同様式  
別記 5 中「実施機関」を「教育委員会」に, 「また」を「又は」に改め, 同様式別記 6 中「実施機関」を「教育委員  
会」に改める。

第17号様式から第19号様式までの様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 殿」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 殿」 に改める。

第20号様式及び第21号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 回」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 回」 に改める。

第22号様式及び第23号様式中

「 (実施機関の長の職・氏名)  
\_\_\_\_\_ 殿」 を 「  
茨城県教育委員会教育長 殿」 に改める。

第24号様式中「(表)」を「(1号紙)」に, 「(裏)」を「(2号紙)」に改め, 同様式の次に次のように加える。

公務災害補償記録簿 ( 3 号紙)

| 支 払 年 月 日 | 休 業 期 間 |     | 休 業     |           | 補 償     |     | 考 備 |
|-----------|---------|-----|---------|-----------|---------|-----|-----|
|           | 自 至     | 日 日 | 休 業 日 数 | 補 償 基 礎 額 | 支 払 金 額 | 考 備 |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年     | 日 日 | 日       | 円         | 円       |     |     |
| 累 計       |         |     |         |           |         |     |     |

| 支 払 年 月 日 | 支 給 に 係 る 月 |     | 護 補        |           | 償       |     | 考 備 |
|-----------|-------------|-----|------------|-----------|---------|-----|-----|
|           | 自 至         | 月 月 | 常 時 別      | 補 償 基 礎 額 | 支 払 金 額 | 考 備 |     |
| 年 月 日     | 年 年         | 月 月 | 常 時<br>□ □ | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年         | 月 月 | 常 時<br>□ □ | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年         | 月 月 | 常 時<br>□ □ | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年         | 月 月 | 常 時<br>□ □ | 円         | 円       |     |     |
| 年 月 日     | 年 年         | 月 月 | 常 時<br>□ □ | 円         | 円       |     |     |
| 累 計       |             |     |            |           |         |     |     |

## 付 則

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の規定は、平成14年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

## 茨城県教育委員会規則第 9 号

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

## 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号。以下「条例」という。）第 11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (修学が困難である者の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する著しく修学に困難があると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (2) その者の属する世帯の構成員が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第 1 項の規定により市町村民税が非課税とされている者
- (3) その者の属する世帯の構成員が地方税法第323条第 1 項の規定により市町村民税が減免されている者
- (4) その者の属する世帯の収入の年額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額の収入の年額に換算した額に1.5を乗じて得た額（以下「収入基準額」という。）以下である者であって、当該世帯が生活保護法第 6 条第 2 条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と認められる者

## (併給の禁止)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号に規定するその他教育委員会で定める修学のための資金とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学に必要な資金
- (2) 文部科学省の高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業による修学に必要な資金

## (申請手続)

第 4 条 茨城県高等学校等奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、奨学資金貸与申請書（様式第 1 号）に必要とする書類を添付し、その者の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請しなければならない。

## (貸与決定の通知)

第 5 条 教育長は、奨学資金貸与申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与の可否を決定するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により奨学資金の貸与の可否を決定したときは、奨学資金貸与決定通知書（様式第 2 号）又は奨学資金貸与不承認決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

## (契約書の提出)

第 6 条 前条第 2 項の規定により奨学資金の貸与を受けることとなった者 (以下「奨学生」という。) は、奨学資金貸与契約書 (様式第 4 号) を速やかに教育長に提出しなければならない。

## (保証人)

第 7 条 条例第 5 条に規定する保証人のうち 1 人は、県内に居住する者でなければならない。

2 奨学生は、保証人が死亡したとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を選任するとともに、速やかに保証人変更届 (様式第 5 号) を教育長に提出しなければならない。

## (異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 奨学生氏名 (住所) 変更届 (様式第 6 号)
- (2) 奨学資金の貸与を辞退したいとき。 奨学資金貸与辞退届 (様式第 7 号)
- (3) 退学したとき。 奨学生退学届 (様式第 8 号)
- (4) 休学したとき。 奨学生休学届 (様式第 9 号)
- (5) 条例第 6 条第 2 項に規定する奨学資金の停止を伴う停学の処分を受けたとき。 奨学生停学届 (様式第 10 号)
- (6) 復学したとき (条例第 6 条第 2 項の停学期間が満了したときを含む。)。 奨学生復学届 (様式第 11 号)
- (7) 転学又は転籍をしたとき。 奨学生転学 (転籍) 届 (様式第 12 号)

## (貸与停止の特例)

第 9 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、奨学資金の貸与を行わない場合において、休学又は停学期間中となる月の分として既に貸与された奨学資金があるときは、その奨学資金は、当該年度内分に限り、当該奨学生が復学し、又は停学期間が満了した日の属する月分以降の月の分として貸与されたものとみなす。

## (借用証書等の提出)

第 10 条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに奨学資金借用証書 (様式第 13 号) 及び奨学資金返還計画書 (様式第 14 号) を教育長に提出しなければならない。

- (1) 条例第 4 条に規定する貸与の期間を経過したとき。
- (2) 条例第 6 条第 1 項の規定により、奨学資金の貸与を打ち切られたとき。
- (3) 奨学資金貸与契約書に記載されている貸与期間が経過したとき。ただし、引き続き奨学資金の貸与を受けることとなったときを除く。

## (契約解除の通知)

第 11 条 教育長は、条例第 6 条第 1 項の規定により奨学資金の貸与を打ち切ったときは、奨学資金貸与契約解除通知書 (様式第 15 号) により、奨学生及び保証人に通知するものとする。

## (返還の期限の猶予の手続)

第 12 条 条例第 8 条の規定により奨学資金の返還の期限の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書 (様式第 16 号) に猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

## (返還の期限の猶予の通知)

第 13 条 教育長は、奨学資金返還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学資金返還猶予決定通知書 (様式第 17 号) により通知するものとする。

## (延滞利息の減免)

第 14 条 条例第 9 条の規定により延滞利息の減免を受けようとする者は、奨学資金延滞利息減免申請書 (様式第 18 号) を教育長に提出しなければならない。

（延滞利息減免の通知）

第15条 教育長は、奨学資金延滞利息減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学資金延滞利息減免決定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（返還の免除手続）

第16条 条例第10条の規定により、奨学資金の返還未済額の免除を受けようとする者（奨学資金の貸与を受けた者が死亡したときはその者の保証人又は相続人とする。）は、速やかに奨学資金返還免除申請書（様式第20号）を教育長に提出しなければならない。

（免除することができる返還未済額）

第17条 条例第10条の規定により、免除することができる返還未済額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げる額とする。

| 事 由                                        | 免除することができる額      |
|--------------------------------------------|------------------|
| 死亡したとき又は精神若しくは身体の障害の程度が別表の第1級に相当すると認められるとき | 返還未済額の全額         |
| 精神又は身体の障害の程度が別表の第2級に相当すると認められるとき           | 返還未済額の4分の3に相当する額 |

（返還免除の通知）

第18条 教育長は、奨学資金返還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還の免除を決定し、奨学資金返還免除決定通知書（様式第21号）により、通知するものとする。

（申請書等の経由）

第19条 奨学生又は保証人がこの規則により教育長に提出する申請書その他の書類は、すべて奨学生の在学する学校長を経由しなければならない。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第17条)

| 精神又は身体<br>の障害の程度 | 番 号 | 精 神 又 は 身 体 の 障 害 の 状 態                         |
|------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 第 1 級            | 1   | 心身喪失の状況にあるもの                                    |
|                  | 2   | 両眼の視力が0.02以下に減じたもの                              |
|                  | 3   | 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの                   |
|                  | 4   | そしゃくの機能を失ったもの                                   |
|                  | 5   | 言語の機能を失ったもの                                     |
|                  | 6   | 手の指を全部失ったもの                                     |
|                  | 7   | 常に床について複雑な看護を必要とするもの                            |
|                  | 8   | 前各号に掲げるものの外、精神又は身体の機能に高度の障害を残し、労働能力を喪失したもの      |
| 第 2 級            | 1   | 両眼の視力が0.1以下に減じたもの                               |
|                  | 2   | 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ない程度以上のもの  |
|                  | 3   | そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの              |
|                  | 4   | せき柱の機能に著しい障害を残すもの                               |
|                  | 5   | 片手を腕関節以上で失ったもの                                  |
|                  | 6   | 片足を足関節以上失ったもの                                   |
|                  | 7   | 片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの                      |
|                  | 8   | 片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの                      |
|                  | 9   | 片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つ失ったもの                    |
|                  | 10  | 足の指を全部失ったもの                                     |
|                  | 11  | せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形などにより労働能力が著しく障害されたもの     |
|                  | 12  | 半身不随により労働能力が著しく障害されたもの                          |
|                  | 13  | 前各号に掲げるものの外、精神又は身体の機能に著しい障害を残し、労働能力に高度の制限を有するもの |

備考 1 各級の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。

2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについては、きょう正視力により、視表は、万国共通視力表による。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

茨城県教育委員会

| 奨学資金貸与申請書                                                 |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   |          |                              |     |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-------------------|----------|------------------------------|-----|
| 申<br>請<br>者<br><br>(本人)                                   | 学 校 名                                               | 高等学校                                                                                                          |     | 学 科   | 全日制<br>定時制<br>通信制 | 科        | 学 年 第 学 年                    |     |
|                                                           | 氏 名                                                 | ふりがな                                                                                                          |     | 性 別   |                   | 年 齢      |                              |     |
|                                                           | 生年月日                                                | ( 年 月 日生)                                                                                                     |     | 男 ・ 女 |                   | 満 歳      |                              |     |
|                                                           | 現 住 所                                               | (電話番号 - - )                                                                                                   |     |       |                   | 自宅内外の別   |                              |     |
|                                                           |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   | 自宅内・自宅外  |                              |     |
| 保<br>護<br>者                                               | 氏 名                                                 | ふりがな                                                                                                          |     |       |                   | 続 柄      |                              |     |
|                                                           | 現 住 所                                               | 茨城県<br>(電話番号 - - )                                                                                            |     |       |                   | ( 本人の )  |                              |     |
| 貸与希望<br>月額区分                                              | ※該当する区分を○で囲んでください。<br>国公立自宅 ・ 国公立自宅外 ・ 私立自宅 ・ 私立自宅外 |                                                                                                               |     |       |                   |          |                              |     |
| 本<br>人<br>及<br>び<br>家<br>族<br>の<br>状<br>況                 | 続 柄                                                 | 氏 名                                                                                                           | 年 齢 | 職 業   | 勤務先 (学校名)         | 年 収 (税込) | 過去にお<br>ける当奨<br>学資金貸<br>与の有無 |     |
|                                                           | 父                                                   |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              |     |
|                                                           | 母                                                   |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              |     |
|                                                           | 本人                                                  |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              | 有・無 |
|                                                           |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              | 有・無 |
|                                                           |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              | 有・無 |
|                                                           |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   | 円        |                              | 有・無 |
|                                                           | 合 計                                                 | 人                                                                                                             |     |       |                   |          |                              | 円   |
| ※上記の表は、収入がある者が2種類以上(給与収入, 事業収入等)の収入がある場合には、2段書きで記入してください。 |                                                     |                                                                                                               |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 母(父)子世帯                                             | <input type="checkbox"/> 該当 (児童数 _____ 人) <input type="checkbox"/> 非該当<br>※児童とは、18歳になる日以後の3月31日までの間にある者を指します。 |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 家族の中に身体障害者がいる世帯                                     | <input type="checkbox"/> 該当 ( _____ 人) <input type="checkbox"/> 非該当 ※該当する者の身体障害者手帳の写しを添付                      |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 家族の中に70歳以上の者がいる世帯                                   | <input type="checkbox"/> 該当 ( _____ 人) <input type="checkbox"/> 非該当                                           |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 家族の中に小・中学校へ就学している者がいる世帯                             | <input type="checkbox"/> 小学生 ( _____ 人) <input type="checkbox"/> 中学生 ( _____ 人)                               |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 医療費の支出がある世帯                                         | <input type="checkbox"/> あり ( _____ 円) ※医療費支出の実費額が分かる領収書を添付                                                   |     |       |                   |          |                              |     |
|                                                           | 居宅介護等の支出がある世帯                                       | <input type="checkbox"/> あり ( _____ 円) ※介護費支出の実費額が分かる領収書を添付                                                   |     |       |                   |          |                              |     |

|                                                                            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|--|-------|-------|
| 他制度との併願状況                                                                  | ※次の制度と併願している場合、チェックしてください。<br><input type="checkbox"/> 日本育英会奨学金 <input type="checkbox"/> 母子及び寡婦福祉資金修学資金 <input type="checkbox"/> 定時制通信制高等学校修学奨励資金 |  |      |  |       |       |
| 奨学資金希望理由                                                                   | _____<br>_____<br>_____<br>_____<br>_____                                                                                                         |  |      |  |       |       |
| ※県教育委員会記入欄                                                                 | 整理番号                                                                                                                                              |  | 決定番号 |  | 決定年月日 | 年 月 日 |
|                                                                            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
|                                                                            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 以上のおり記載に相違ありません。<br>茨城県高等学校等奨学生として奨学資金の貸与を受けたいので申請します。<br>年 月 日            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| ふりがな<br><br>申請者 (本人) 氏 名 _____<br><br>現住所 _____                            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 私は、上記申請者が奨学生として採用された場合には、その保証人として奨学資金の貸与及び償還その他の義務について申請者本人と連帯して責任を負います。   |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| ふりがな<br><br>氏 名 _____<br>保 証 人 _____<br>現住所 _____<br><br>申請者との続柄 ( _____ ) |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 茨城県教育委員会教育長 殿                                                              |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 上記の者は、勉強意欲があり、かつ、学資の支弁が困難であると認められるので、必要な書類を添付のうえ提出します。<br>年 月 日            |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 学校長 _____ 印                                                                |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |
| 茨城県教育委員会教育長 殿                                                              |                                                                                                                                                   |  |      |  |       |       |

(記載上の注意)

- 1 「奨学資金希望理由」は、具体的かつ詳細に記入すること。
- 2 保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を本人と連帯して負うことができる者であること。  
 なお、出願の際は保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、更に同様な別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 3 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

記 号 第 号  
年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長 回

奨学資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨城県高等学校等奨学資金の貸与については、下記のとおり貸与することに決定しました。

なお、奨学資金貸与契約書に必要事項を記入し、在学する学校の校長に提出してください。

記

|           |             |  |
|-----------|-------------|--|
| 奨 学 生     | 学 校 名       |  |
|           | 学 科         |  |
|           | 学 年         |  |
|           | 氏 名         |  |
| 奨 学 生 番 号 | 年 茨高奨 第 号   |  |
| 貸 与 金 額   | 金 円（月額 円）   |  |
| 貸 与 期 間   | 年 月から 年 月まで |  |

様式第 3 号 (第 5 条第 2 項関係)

記 号 第 号  
年 月 日

殿

茨城県教育委員会教育長 回

奨学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨城県高等学校等奨学資金の貸与については、審査の結果不承認となりました。

様式第 4 号（第 6 条関係）

奨学資金貸与契約書

茨城県教育委員会教育長 (以下「甲」という。) と債務者  
 (以下「乙」という。) とは, 年度茨城県高等学校等奨学資金 (以下「奨学資金」という。) の貸与について, 次の条項により貸与契約を締結する。

- 第 1 条 甲は, 乙に対し奨学資金として年額金 円を貸与するものとする。
- 第 2 条 奨学資金は, 年 3 回に分けて, 月, 月及び 月に交付するものとする。
- 第 3 条 乙は, 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則を遵守するものとする。
- 第 4 条 及び (以下「丙」という。) は, この契約から生ずる債務について保証人となり, 乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。
- 第 5 条 乙及び丙は, 甲が請求したときは, いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。
- 第 6 条 甲は, 必要があるときは, 乙に対し報告を求め, 実地に調査し, 又は必要な指示をすることができる。
- 第 7 条 この契約に定めのない事項については, 甲の定めるところによるものとする。

上記契約を証するため, 本書 2 通を作成し, 甲乙丙記名押印のうえ甲, 乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 水戸市笠原町978番 6  
 茨城県教育委員会教育長 印

乙 住 所  
 氏 名 印  
 生 年 月 日 年 月 日生

丙 住 所  
 氏 名 印  
 生 年 月 日 年 月 日生  
 本人との関係

丙 住 所  
 氏 名 印  
 生 年 月 日 年 月 日生  
 本人との関係

様式第 5 号 (第 7 条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号

(学校名)

奨 学 生

住 所

氏 名

㊟

保証人変更届

私こと、下記のとおり保証人を変更したのでお届けします。

記

1 旧保証人

住 所

氏 名

本人との関係 ( )

2 新保証人

私は、旧保証人に代わり奨学生 と連帯して茨城県高等学校等奨学資金の債務を保証します。

住 所

氏 名

㊟

本人との関係 ( )

3 変更年月日

年 月 日

様式第 6 号 (第 8 条第 1 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
 (学校名) 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学生氏名 (住所) 変更届

下記のとおり氏名 (住所) を変更したのでお届けします。

記

|           |     |  |
|-----------|-----|--|
| 新         | 氏 名 |  |
|           | 住 所 |  |
| 旧         | 氏 名 |  |
|           | 住 所 |  |
| 変 更 年 月 日 |     |  |
| 事 由       |     |  |

様式第 7 号 (第 8 条第 2 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号  
 (学校名) 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学資金貸与辞退届

下記のとおり貸与を辞退したいのでお届けします。

記

| 貸与金額  | 金 円 (月額 円)  |
|-------|-------------|
| 貸与期間  | 年 月から 年 月まで |
| 辞退の理由 |             |

上記のとおり辞退を申し出ました。

年 月 日

学校長



様式第 8 号（第 8 条第 3 号関係）

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
 （学校名） 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学生退学届

下記のとおり退学したのでお届けします。

記

|       |  |
|-------|--|
| 貸与金額  |  |
| 貸与期間  |  |
| 退学年月日 |  |
| 退学事由  |  |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校長

印

様式第 9 号 (第 8 条第 4 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号

(学校名) 学科 年

奨 学 生

氏 名

奨学生休学届

下記のとおり休学したのでお届けします。

記

|       |         |
|-------|---------|
| 休学期間  | 年 月 日から |
|       | 年 月 日まで |
| 休学の理由 |         |

上記のとおり休学を許可しました。

年 月 日

学校長

印

様式第10号 (第 8 条第 5 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号  
 (学校名) 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学生停学届

下記のとおり停学の処分を受けたのでお届けします。

記

|       |         |
|-------|---------|
| 停学の期間 | 年 月 日から |
|       | 年 月 日まで |
| 停学の理由 |         |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校長

印

様式第11号 (第 8 条第 6 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号  
 (学校名) 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学生復学届

下記のとおり復学したのでお届けいたします。

記

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 休 ( 停 ) 学 の 期 間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 復 学 ( 満 了 ) 年 月 日 | 年 月 日              |
| 理 由               |                    |

上記のとおり，復学を許可しました。

年 月 日

学校長

印

様式第12号 (第 8 条第 7 号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号  
 (学校名) 学科 年  
 奨 学 生  
 氏 名

奨学生転学 (転籍) 届

下記のとおり転学 (転籍) したのでお届けいたします。

記

|                                      |               |           |
|--------------------------------------|---------------|-----------|
| 新                                    | 転学 (転籍) 年月日   | 年 月 日     |
|                                      | 学 校 ( 課 程 ) 名 | 高等学校 課程 科 |
|                                      | 所 在 地         |           |
| 旧                                    | 学 校 ( 課 程 ) 名 |           |
|                                      | 所 在 地         |           |
| 転学 (転籍) の理由<br>(在学証明書添付のこと。)<br><br> |               |           |

上記のとおり, 転学 (転籍) を許可しました。

年 月 日

(旧) 学校長

印

様式第13号 (第10条関係)

|                                                                                                                                          |                 |  |  |  |  |  |         |  |         |          |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|---------|--|---------|----------|--|--|--|--|--|
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           収 入<br/>印 紙<br/>(消印のこと)         </div> | 奨 学 資 金 借 用 証 書 |  |  |  |  |  | K       |  |         |          |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                          |                 |  |  |  |  |  | 学 校 長 印 |  |         | 原簿と対照印   |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                          |                 |  |  |  |  |  |         |  |         | 学校<br>係印 |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                          |                 |  |  |  |  |  |         |  | 県<br>係員 |          |  |  |  |  |  |

茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例その他関係規定に従い、別記奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

平成 年 月 日

ふりがな

本人 氏 名 Ⓜ

住 所

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな

保証人 氏 名 Ⓜ

住 所

ふりがな

保証人 氏 名 Ⓜ

住 所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項  
(一時償還)

第1条 茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)は、奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

- (1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間に、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

第2条 乙及び乙の保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。  
(管轄裁判所)

第3条 乙及び乙の保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付し抹消訂正のときは必ず本人の確認印を押すこと。
- 2 本人、保証人2名は、それぞれ署名のうえ、押印すること。
- 3 保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。



様式第15号 (第11条関係)

記 号 第 号  
年 月 日

奨学生

保証人

殿

茨城県教育委員会教育長 回

奨学資金貸与契約解除通知書

下記のとおり奨学資金貸与契約を解除したので通知します。

記

|           |           |  |
|-----------|-----------|--|
| 奨 学 生 番 号 | 年 茨高奨 第 号 |  |
| 奨 学 生     | 学 校 名     |  |
|           | 学 科       |  |
|           | 学 年       |  |
| 解 除 年 月 日 |           |  |
| 事 由       |           |  |

様式第16号 (第12条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号

(学校名)

奨 学 生

住 所

氏 名

㊟

保 証 人

住 所

氏 名

㊟

保 証 人

住 所

氏 名

㊟

奨学資金返還猶予申請書

茨城県高等学校等奨学資金の返還の期限の猶予を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 猶予期間 年 月から  
年 月まで

2 事 由

- 備考 1 在学中の場合は、学校長の在学証明書を添付すること。  
2 傷病のときは、治療期間を記した医師の診断書を添付すること。

様式第17号 (第13条関係)

記 号 第 号  
年 月 日

奨学生  
保証人

殿

茨城県教育委員会教育長 印

奨学資金返還猶予決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨城県高等学校等奨学資金の返還については、下記のとおり猶予します。

記

- 1 猶予金額 金 円
- 2 猶予期限 年 月 日

様式第18号 (第14条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号

(学校名)

奨 学 生

住 所

氏 名

㊟

保 証 人

住 所

氏 名

㊟

保 証 人

住 所

氏 名

㊟

奨学資金延滞利息減免申請書

茨城県高等学校等奨学資金の延滞利息の減額 (免除) を受けたいので下記のとおり申請します。

記

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 減額 (免除) を受けたい延滞利息の額 | 円     |
| 事 由                 |       |
| 貸 付 け を 受 け た 額     | 円     |
| 滞 納 額               | 円     |
| 返 還 す べ き 年 月 日     | 年 月 日 |

様式第19号 (第15条関係)

記 号 第 号  
年 月 日

奨学生

保証人

殿

茨城県教育委員会教育長 印

奨学資金延滞利息減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨城県高等学校等奨学資金の延滞利息の減免については、下記のとおり減額 (免除) します。

記

延滞利息の減額 (免除) の額 金 円

様式第20号 (第16条関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 次高奨第 号

(学校名)

奨 学 生

住 所

氏 名

㊞

保 証 人

住 所

氏 名

㊞

保 証 人

住 所

氏 名

㊞

奨学資金返還免除申請書

茨城県高等学校等奨学資金の返還の免除を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 返 還 未 済 額 金 円

2 返還免除希望額 金 円

3 事 由

備考 保証人又は相続人が申請する場合は、奨学生に係る死亡診断書又は戸籍抄本を添付すること。

様式第21号 (第18条関係)

記 号 第 号  
年 月 日

奨学生

保証人

殿

茨城県教育委員会教育長 印

## 奨学資金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨城県高等学校等奨学資金の返還については、下記のとおり免除します。

## 記

1 免除額 円

2 免除事由

## 茨城県教育委員会規則第10号

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立学校管理規則 (昭和35年茨城県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号から同項第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条第 2 項及び第 4 項中「第 6 号から第10号まで」を「第 5 号から第 9 号まで」に改める。

第 8 条の 2 中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、「及び第 4 号から第10号までに規定する休業日における土曜日 (月の第 2 土曜日及び第 4 土曜日を除く。)」を削る。

第23条の 3 の見出し及び同条第 1 項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第 2 項中「寮母室長及び寮母主任」を「寄宿舎指導長及び寄宿舎指導主任」に改め、同条第 3 項中「寮母室長」を「寄宿舎指導長」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第 4 項中「寮母主任」を「寄宿舎指導主任」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に改め、同条第 5 項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に改め、同条第 8 項中「寮母室長及び寮母主任」を「寄宿舎指導長及び寄宿舎指導主任」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第23条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(学校評議員)

第23条の 5 学校に、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立高等学校学則 (昭和35年茨城県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号から同項第11号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 2 項及び第 3 項中「第 6 号から第10号まで」を「第 5 号から第 9 号まで」に改める。

(茨城県県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第 3 条 茨城県県立盲学校、聾学校及び養護学校学則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号から同項第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中「第 6 号から第 9 号まで」を「第 5 号から第 8 号まで」に改める。

(茨城県県立学校並びに市町村立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第 4 条 茨城県県立学校並びに市町村立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則 (昭和33年茨城県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条の表県立学校の部イの項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(茨城県公立学校教員の採用志願及び選考に関する規則の一部改正)

第 5 条 茨城県公立学校教員の採用志願及び選考に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

付 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月 28 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(昭和26年茨城県人事委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(育児を行う職員の深夜勤務の制限に関して人事委員会が定める者)」に改め、同条中「同居の親族は、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であつて」を「者は」に、「もの」を「者」に改める。

第 8 条第 1 項中「1 の期間」を「一の期間」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第 4 号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「ものがある」を「者に該当する」に改める。

第13条を第16条とする。

第12条中「並びに第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 3 項、第11条第 2 項ないし第 5 項並びに第12条第 3 項」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条を次のように改める。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限に関して人事委員会が定める者)

第10条 条例第 8 条第 2 項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 出産予定日前 8 週間(多胎妊娠の場合は14週間)目に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間内にある妊産婦でないこと。

第10条の次に次の 3 条を加える。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第11条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、人事委員会の定めるところにより、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第 8 条第 2 項の規定による請求を行わなければならない。

2 条例第 8 条第 2 項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、条例第 8 条第 2 項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第 8 条第 2 項の規定による請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下「1 週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、条例第 8 条第 2 項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から 1 週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、条例第 8 条第 2 項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第12条 条例第 8 条第 2 項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第12条に規定する者に該当することとなつた場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第 8 条第 2 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- 3 前 2 項の場合において、職員は遅滞なく、第 1 項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第 5 項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限）

第13条 条例第 8 条第 3 項の人事委員会規則に定める常時介護を必要とする者（以下「要介護者」という。）は、疾病又は負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族とする。

- 2 第 8 条、第 9 条（同条第 1 項第 4 号を除く。）、第11条及び前条（同条第 1 項第 4 号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第 2 項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第 6 号**

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 3」に、「給与規則第 55 条の 6」を「給与規則第 55 条の 7」に改め、「及び職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）第 21 条第 7 項の規定の適用を受ける休職者」を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 育児休業条例第 3 条第 3 号の規定に基づき再度の育児休業の承認の請求を行う予定のある職員は、当初の育児休業に係る前項の育児休業承認請求書に、育児休業計画書（様式第 2 号）を添付しなければならない。

第 5 条第 1 項第 4 号中「第 1 号」を削り、同条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 6 条中「様式第 3 号」を「様式第 4 号」に改める。

様式第 1 号中「3 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に 1 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日等について記入すること。」を「3 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。」に改める。

様式第 3 号を様式第 4 号とし、様式第 2 号を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。



## 付 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項、付則第 3 項及び付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により同法の施行の日前に育児休業の承認を請求する場合にあっては、改正後の職員の育児休業等に関する規則（以下「規則」という。）様式第 1 号により行うものとする。
- 3 改正法附則第 2 条第 1 項の規定により同法の施行の日前に育児休業条例第 3 条第 3 号の規定による再度の育児休業の承認を請求する場合にあっては、改正後の規則様式第 1 号に改正後の規則様式第 2 号を添付して行うものとする。

## (職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の廃止)

- 4 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第 2 号）は、廃止する。

~~~~~

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 7 号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員の勤務時間」の次に「（1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて得た時間数）」を加える。

第14条の次に次の 1 条を加える。

(その他の事項)

第15条 この規則に規定するもののほか、職員の休日及び休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

公益法人等への職員の派遣等に関する規則を公布する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第 8 号**

## 公益法人等への職員の派遣等に関する規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号。以下「条例」という。）

第 2 条第 1 項及び第 2 項第 3 号、第 9 条、第10条並びに第19条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (条例第 2 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める団体)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第 1 に掲げるものとする。

（条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第 1 項の規定により茨城県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたもの
- (2) 医療法人等において医師、看護師等の免許を必要とする業務に 6 月以上従事していた者であって、人事委員会  
が認める職に採用されたもの

（条例第 9 条に規定する報告）

第 4 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項の規定により職員を第 2 条で定める団体に派遣した場合には、当該派遣の日  
から起算して 2 月を経過する日までに、当該団体の名称、派遣の期間及び当該団体における処遇の状況等を人事委  
員会に報告するものとする。当該派遣の期間中に当該報告事項に変更が生じた場合も、同様とする。

- 2 任命権者は、職員派遣（条例第 2 条第 1 項の規定による職員の派遣をいう。）をされた職員が派遣後職務に復帰  
した場合には、当該職員に復帰した日から起算して 2 月を経過する日までに、当該職員の復帰後の処遇の状況等を  
人事委員会に報告するものとする。

（条例第10条に規定する人事委員会規則で定める特定法人）

第 5 条 条例第10条に規定する人事委員会規則で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、別  
表第 2 に掲げるものとする。

（条例第19条に規定する報告）

第 6 条 任命権者は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法  
という。）第10条第 1 項の規定により職員が退職し、引き続き特定法人の業務に従事した場合には、当該退職の日  
の翌日から起算して 2 月を経過する日までに、当該特定法人の名称、当該退職した者が当該特定法人において業務  
に従事すべき期間及び当該特定法人における処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。当該特定法人にお  
いて業務に従事すべき期間中に当該報告事項に変更が生じた場合も、同様とする。

- 2 任命権者は、法第10条第 1 項の規定により退職派遣者（法第10条第 2 項に規定する退職派遣者をいう。）が職員  
として採用された場合には、当該採用の日から起算して 2 月を経過する日までに、当該職員の採用後の処遇の状況  
等を人事委員会に報告するものとする。

（その他の事項）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条並びに次項の規定は、同年 3 月31日か  
ら施行する。

（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）

- 2 第 5 条及び第 6 条の規定は、平成14年 3 月31日以後の退職派遣者について適用する。

別表第 1（第 2 条）

- (1) 財団法人茨城勤労福祉事業団
- (2) 財団法人茨城県開発公社
- (3) 財団法人茨城県科学技術振興財団
- (4) 財団法人茨城県環境保全事業団
- (5) 社団法人茨城県観光協会

- (6) 財団法人茨城県看護教育財団
- (7) 社団法人茨城県看護協会
- (8) 財団法人茨城県企業公社
- (9) 社団法人茨城県危険物安全協会連合会
- (10) 財団法人茨城県教育財団
- (11) 財団法人茨城県教職員互助会
- (12) 財団法人茨城県建設技術管理センター
- (13) 財団法人茨城県建設技術公社
- (14) 財団法人茨城県建築住宅センター
- (15) 社団法人茨城県公害防止協会
- (16) 財団法人茨城県国際交流協会
- (17) 社団法人茨城県穀物改良協会
- (18) 財団法人茨城県栽培漁業協会
- (19) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
- (20) 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
- (21) 茨城県住宅供給公社
- (22) 茨城県商工会連合会
- (23) 財団法人茨城県消防協会
- (24) 社団法人茨城県食品衛生協会
- (25) 社団法人茨城原子力協議会
- (26) 茨城県信用保証協会
- (27) 財団法人茨城県青少年協会
- (28) 財団法人茨城県総合健診協会
- (29) 財団法人茨城県体育協会
- (30) 社団法人茨城県畜産協会
- (31) 財団法人茨城県中小企業振興公社
- (32) 茨城県中小企業団体中央会
- (33) 茨城県町村会
- (34) 茨城県道路公社
- (35) 茨城県土地開発公社
- (36) 茨城県土地改良事業団体連合会
- (37) 茨城県農業会議
- (38) 茨城県農業信用基金協会
- (39) 財団法人茨城県農林振興公社
- (40) 社団法人茨城県ふるさとづくり推進センター
- (41) 財団法人茨城県メディカルセンター
- (42) 社団法人茨城県薬剤師会
- (43) 社団法人茨城県林業協会
- (44) 財団法人茨城住宅管理協会
- (45) 財団法人いばらき文化振興財団

- 46 財団法人茨城わくわく財団
- 47 社団法人園芸いばらき振興協会
- 48 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 49 核燃料サイクル開発機構
- 50 霞ヶ浦用水土地改良区
- 51 財団法人グリーンふるさと振興機構
- 52 財団法人公園緑地管理財団
- 53 公立学校共済組合
- 54 財団法人自治体国際化協会
- 55 社団法人地域医療振興協会
- 56 地域振興整備公団
- 57 財団法人筑波メディカルセンター
- 58 都市基盤整備公団
- 59 財団法人二〇〇二年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会
- 60 財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会
- 61 日本下水道事業団
- 62 日本赤十字社
- 63 日本道路公団

## 別表第 2（第 5 条）

- (1) 株式会社いばらき森林サービス
- (2) 大洗埠頭開発株式会社
- (3) 鹿島共同再資源化センター株式会社
- (4) 鹿島都市開発株式会社
- (5) 鹿島埠頭株式会社
- (6) 鹿島臨海鉄道株式会社
- (7) 首都圏新都市鉄道株式会社
- (8) 株式会社つくば研究支援センター
- (9) 筑波新都市開発株式会社
- (10) 日立港木材倉庫株式会社
- (11) 株式会社ひたちなかテクノセンター
- (12) 株式会社ひたちなか都市開発
- (13) 常陸那珂埠頭株式会社
- (14) 株式会社メディアパークつくば

~~~~~

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 9 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和42年茨城県人事委員会規則第

26号)の一部を次のように改正する。

第1条中及び第2条第1項中「第8条」を「第5条」に改め、同条第2項中「審査を請求する者」を「審査の請求をしようとする者」に、同項第1号中「所属地方公共団体及び勤務箇所」を「及び所属学校」に、同項第3号中「場所及び災害の状況」を「及び場所並びに災害の状況及び原因」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「災害補償の実施機関の」を「教育委員会による」に改め、同号を第4号とし、同項第6号中「趣旨」の次に「及び理由」を加え、同号を第5号とし、同項第7号を第6号とし、第3条第1項中「審査請求者」を「当事者」に、「選任して及び解任したとき」を「選任し又は解任したとき」に改め、第4条第1項中「決定しなければならない。」を「決定するものとする。」に、同条第4項中「災害補償の実施機関」を「教育委員会」に、「送付しなければならない。」を「送付するものとする。」に改め、同条第5項中「通知しなければならない。」を「通知するものとする。」に改める。

第5条を次のように改める。

(その他の事項)

第5条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別記様式第1を次のように改める。

別記様式第 1 (第 2 条第 2 項関係)

災害補償審査請求書

年 月 日

茨城県人事委員会 御中

審査請求者 氏名 ㊞

連絡先 (電話番号)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公務災害補償に関する審査を請求します。

記

| | | | | | | |
|---|-------------------|-------------|-----------------------------|--|-------------|--------|
| 災害を受けた者 | 氏 名 | | | | | 年 月 日生 |
| | 現 住 所 | | | | | |
| | 職 名 | 災 害 発 生 当 時 | | | 現に職 員であ る場合 | |
| | 所 属 学 校 | | | | | |
| 災 害 の 状 況 等 | 災 害 発 生 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| | | 場 所 | | | | |
| | 災 害 の 状 況 及 び 原 因 | | | | | |
| 教 育 委 員 会 の 措 置 | 要 旨 | | | | | |
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| 審 査 の 請 求 の 趣 旨 | | | | | | |
| 審 査 の 請 求 の 理 由 | | | | | | |
| 審 査 請 求 者 が 災 害 を 受 け た 者 以 外 の 者 で あ る 場 合 | 現 住 所 | | | | | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 | 災 害 を 受 け た 者 と の 続 柄 ・ 関 係 | | | |
| 添 付 書 類 | | | | | | |

注 1 「災害の状況及び原因」、「教育委員会の措置」及び「審査の請求の理由」の各欄の記載事項については、別紙とすることができる。

2 「教育委員会の措置」の「要旨」の欄は、「公務外の災害と認定」等、教育委員会の災害に対する措置の概要を記載すること。

3 「連絡先」の欄は、現住所と同一の場合には、「現住所に同じ。」と記載すること。

4 「添付書類」の欄は、書類の名称を記載すること。

別記様式第 2 中「別記様式第 2」の次に「(第 3 条第 1 項関係)」を加え、「茨城県人事委員会委員長 殿」を「茨城県人事委員会 御中」に、「審査請求者氏名 ㊤」を「当事者 氏名又は機関名 ㊤」に、「住所」を「住所又は居所」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の規定は、平成14年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償に係る審査の請求及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものに係る審査の請求について適用し、その他の公務災害補償に係る審査の請求については、なお従前の例による。

~~~~~

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第 2 項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）

第25条の 2 中「第28条第 2 項及び」を「第28条第 2 項若しくは」に、「派遣条例」を「外国機関等派遣条例」に改め、「第 2 条第 1 項」の次に「の規定により派遣されている職員（以下「外国機関等派遣職員」という。）、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第 2 条第 1 項」を加え、「派遣職員」を「公益法人等派遣職員」に改める。

第37条第 4 項を次のように改める。

- 4 職員が、次の各号に掲げる場合を除き、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合は、管理職手当を支給することができないものとする。
  - (1) 条例第21条第 1 項の場合
  - (2) 公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤（以下、次号、第49条第 3 項第 3 号イ及びウ、第56条の 5 第 2 項第 4 号及び第 7 号並びに別表第32の 4 において「通勤」という。）による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合
  - (3) 外国機関等派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合
  - (4) 公益法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（以下、第49条第 3 項第 3 号エ、第56条の 5 第 2 項及び第 4 号及び第 7 号並びに別表第32の 4 備考第 3 項において「公益法人等通勤」という。）による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合

第45条の 6 第 3 項中「規則法人」の次に「及び公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人」を加える。

第46条第 1 項第 1 号中「及び条例第21条第 7 項の規定の適用を受ける職員」を削り、同項第 7 号を次のように改める。

## (7) 外国機関等派遣職員及び公益法人等派遣職員

第49条第3項第3号を次のように改める。

## (3) 次に掲げる場合を除き、勤務しなかった場合

ア 条例第21条第1項の場合

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合

ウ 外国機関等派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合

エ 公益法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は公益法人等通勤による負傷若しくは疾病により休暇を受けた場合

第54条中「第21条第10項ただし書」を「第21条第9項ただし書」に改め、同条に次の1号を加える。

## (3) 退職派遣者

第55条中「派遣職員のうち派遣条例第4条第2項の規定により」を「外国機関等派遣職員及び公益法人等派遣職員のうち」に改める。

第55条の7第2項第3号中「並びに条例第21条第7項の規定の適用を受ける退職者であった期間」を削る。

第55条の8第1項に次の1号を加える。

## (8) 退職派遣者

第56条の5第2項第2号中「及び条例第21条第7項の規定の適用を受けていた期間」を削り、同項第4号中「又は派遣職員の派遣先の業務若しくは通勤」を「、外国機関等派遣職員の派遣先の業務若しくは通勤又は公益法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務若しくは公益法人等通勤」に、同項第7号中「派遣職員の派遣先の業務又は通勤に起因する負傷若しくは疾病又は通勤」を「外国機関等派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は公益法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は公益法人等通勤」に改める。

第56条の10中「第21条第10項ただし書」を「第21条第9項ただし書」に改める。

第60条第2項第3号中「育児休業を始め」を「育児休業法第2条の規定により育児休業を始め」に改め、同項第4号中「派遣され」を「外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣(以下、この号及び次項において「派遣」という。)され」に改める。

別表第32の4中「第2条第3号の規定による退職又は第4号の規定による退職」を「第2条第3号の規定による退職」に、「派遣職員」を「外国機関等派遣職員又は公益法人等派遣職員」に、「分限条例第2条第1号若しくは第2号の規定による退職又は第4号」を「分限条例第2条第1号若しくは第2号の規定による退職又は第3号」に、同表備考第2項中「派遣職員」を「外国機関等派遣職員」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 公益法人等派遣職員又は退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務(当該業務に係る公益法人等通勤を含む。)を公務とみなす。

## 付 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

## (期末手当等の経過措置)

2 平成14年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の在職期間及び勤務期間の算定に関しては、改正後の職員の給与に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。)第55条の7第2項及び第56条の5第2項の規定は、改正後の給与規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。



職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 3 月 28 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第11号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

付則第 8 項の見出し中「(昇格に関する平成13年度までの間の経過措置)」を「(昇格に関する当分の間の経過措置)」に改め、同項中「平成14年 3 月 31 日までの間に」を「当分の間、」に改める。

付則第 9 項中「平成14年 3 月 31 日までの間に」を「当分の間、」に改める。

付則第 11 項中「平成14年 3 月 31 日までの間」を「当分の間、」に改める。

付 則

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

#### 茨城県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成14年 3 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

| コード<br>名 称                                     | 指定時の事業所の<br>所 在 地     | サービ<br>スの種<br>類                | 申請（開設）者の名称 | 変 更 事 項             | 変 更<br>年月日       |
|------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|------------|---------------------|------------------|
| 0862490018<br>訪問看護ステーション<br>たんぼ                | 北相馬郡守谷町立沢<br>978-1    | 訪問看護                           | 医療法人 慶友会   | (住所) 守谷市立<br>沢978-1 | 平成14年<br>2 月 2 日 |
| 0862490026<br>医療法人社団光仁会<br>ひかり訪問看護ステ<br>ーション   | 北相馬郡守谷町松前台<br>1-17    | 訪問看護                           | 医療法人社団 光仁会 | (住所) 守谷市松<br>前台1-17 | 平成14年<br>2 月 2 日 |
| 0862490034<br>訪問看護ステーション<br>あいた                | 北相馬郡守谷町守谷甲<br>401-2   | 訪問看護                           | 医療法人 道守会   | (住所) 守谷市本<br>町401-2 | 平成14年<br>2 月 2 日 |
| 0872400064<br>特別養護老人ホーム<br>峰林荘                 | 北相馬郡守谷町野木崎<br>1931番地  | 介護老人福<br>祉施設, 短<br>期入所生活<br>介護 | 社会福祉法人 峰林会 | (住所) 守谷市野<br>木崎1931 | 平成14年<br>2 月 2 日 |
| 0872400015<br>社会福祉法人 峰林<br>会「あかり」居宅介<br>護支援事業所 | 北相馬郡守谷町野木崎<br>1931番地  | 居宅介護支<br>援事業                   | 社会福祉法人 峰林会 | (住所) 守谷市野<br>木崎1931 | 平成14年<br>2 月 2 日 |
| 0872400023<br>医療法人社団 光仁<br>会 ひかり居宅介護<br>支援事業所  | 北相馬郡守谷町松前台<br>1丁目17番地 | 居宅介護支<br>援事業                   | 医療法人社団 光仁会 | (住所) 守谷市松<br>前台1-17 | 平成14年<br>2 月 2 日 |

| コード<br>名 称                                    | 指定時の事業所の<br>所 在 地         | サービ<br>スの種<br>類                                   | 申請 (開設) 者の名称          | 変 更 事 項                                                                     | 変 更<br>年月日    |
|-----------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 0872400031<br>守谷町社協 居宅介<br>護支援事業所             | 北相馬郡守谷町大柏<br>950-1 守谷町役場内 | 居宅介護支<br>援事業                                      | 社会福祉法人 守谷市<br>社会福祉協議会 | (事業所名) 守谷<br>市社協居宅介護支<br>援事業所<br>(住所) 守谷市大<br>柏954-3 いきいき<br>プラザ・げんき館<br>内  | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400049<br>医療法人慶友会指定<br>居宅介護支援事業所<br>サンタ   | 北相馬郡守谷町立沢<br>978-1        | 居宅介護支<br>援事業                                      | 医療法人 慶友会              | (住所) 守谷市立<br>沢978-1                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400056<br>ケアサービス あい<br>た                  | 北相馬郡守谷町同地<br>360          | 居宅介護支<br>援事業                                      | 医療法人 道守会              | (住所) 守谷市同<br>地360                                                           | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400072<br>医療法人 慶友会<br>指定訪問介護事業所<br>コスモス   | 北相馬郡守谷町立沢<br>978-1        | 訪問介護                                              | 医療法人 慶友会              | (住所) 守谷市立<br>沢978-1                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400080<br>守谷町社協ヘルパー<br>ステーション             | 北相馬郡守谷町大柏<br>950-1 守谷町役場内 | 訪問介護                                              | 社会福祉法人 守谷市<br>社会福祉協議会 | (事業所名) 守谷<br>市社協ヘルパー<br>ステーション<br>(住所) 守谷市大<br>柏954-3 いきいき<br>プラザ・げんき館<br>内 | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400098<br>社会福祉法人 峰林<br>会 峰林荘通所介護<br>事業所   | 北相馬郡守谷町野木崎<br>1954番地      | 通所介護                                              | 社会福祉法人 峰林会            | (住所) 守谷市野<br>木崎1954                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400106<br>社会福祉法人 峰林<br>会 あやめ訪問入浴<br>介護事業所 | 北相馬郡守谷町野木崎<br>1931番地      | 訪問入浴介<br>護                                        | 社会福祉法人 峰林会            | (住所) 守谷市野<br>木崎1954                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400114<br>社会福祉法人 峰林<br>会 すずらん訪問介<br>護事業所  | 北相馬郡守谷町野木崎<br>1954番地      | 訪問介護                                              | 社会福祉法人 峰林会            | (住所) 守谷市野<br>木崎1954                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400122<br>指定訪問入浴事業所<br>オリーブ               | 北相馬郡守谷町立沢<br>978-1        | 訪問入浴介<br>護                                        | 医療法人 慶友会              | (住所) 守谷市立<br>沢978-1                                                         | 平成14年<br>2月2日 |
| 0872400130<br>株式会社ピュア・シ<br>ャリオ                | 北相馬郡守谷町松前台<br>1の16の7      | 訪問介護、<br>福祉用具貸<br>与                               | 株式会社ピュア・シ<br>ャリオ      | (住所) 守谷市松<br>前台1-16-7                                                       | 平成14年<br>2月2日 |
| 0852480011<br>介護老人保健施設ダ<br>・ジャーレもりや           | 北相馬郡守谷町立沢<br>978-1        | 介護老人保<br>健施設、通<br>所リハビリ<br>テーション、<br>短期入所療<br>養介護 | 医療法人 慶友会              | (住所) 守谷市立<br>沢978-1                                                         | 平成14年<br>2月2日 |

茨城県告示第341号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第75条の規定に基づき、次のとおり廃止届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

| 開 設 者 名            | 事業所の名称    | 事業所の所在地        | サービスの種類 | 廃 止<br>年月日      |
|--------------------|-----------|----------------|---------|-----------------|
| 有限会社 ワコーエ<br>ージェント | ワコー介護サービス | 常陸太田市山下町4020-3 | 訪問介護    | 平成14年<br>3 月15日 |

#### 茨城県告示第342号

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（昭和41年茨城県告示第440号）の一部を次のように改正する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条の表3の項中「第2条第3項第1号又は第5号」を「第2条第3項第1号、第5号又は第6号」に改める。  
様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「第2条第3項第1号又は第5号」を「第2条第3項第1号、第5号又は第6号」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、平成14年3月6日から適用する。

#### 茨城県告示第343号

茨城県訓練手当支給要領（昭和50年茨城県告示第1255号）の一部を次のように改正する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 県は、予算の範囲内において、雇用対策法施行規則（昭和41年省令第23号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する訓練手当（以下「訓練手当」という。）を支給するものとし、当該訓練手当の支給に関しては、雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）及び雇用対策法施行令（昭和41年政令第262号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2条第1項第2号中「地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第21条」を「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第25条第1項」に、「職業紹介活動」を「広域職業紹介活動」に、「特定雇用開発促進地域広域就職促進事業実施要領」（昭和63年4月1日付け職発第149号）第3の1の(3)」を「（「広域職業紹介活動実施要領」（平成13年9月12日付け職発第539号）第3の1の(3)）」に改め、同項第15号を次のように改める。

(15) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第35号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号）第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条第1項若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令（平成13年厚生労働省令第129号）第1条の規定による廃止前の特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和58年労働省令第20号）第11条の規定による特定不況業種離職者求職者手帳又は省令附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者

第2条第4項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第3条中「第13条」を「第18条」に改める。

## 付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県訓練手当支給要項（以下「改正後の要項」という。）第 2 条第 1 項第15号に該当する者に係る改正後の要項の適用については、同号に規定する特定不況業種離職者手帳又は石炭鉱業離職者手帳が、それぞれ経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律附則第 2 条第 1 項又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令附則第 2 条第 1 項の規定により効力を有する間とする。

## 茨城県告示第344号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9302の11
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第345号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の 2 第 1 項の規定に基づき、保護水面の区域を変更したので、同法第15条第 7 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 変更前の区域  
次に掲げる基点 1 と基点 2 を結んだ線と北浦湖岸によって囲まれた水面  
基点 1 茨城県鹿島郡大野村大字津賀字高崎47番の 1 地先に管理者が建設した標柱の位置  
基点 2 茨城県鹿島郡大野村大字中字中町3056番の 2 地先に管理者が建設した標柱の位置
- 2 変更後の区域  
次に掲げる基点 1 と基点 2 を結んだ線と北浦湖岸によって囲まれた水面  
基点 1 茨城県鹿嶋市大字津賀字掛崎2200番地に設置した標柱  
基点 2 茨城県鹿嶋市大字中字中町3056番の 2 地先に設置した標柱

## 茨城県告示第346号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の 2 第 1 項の規定に基づき、保護水面の区域を変更したので、第 15 条第 7 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 変更前の区域

次に掲げる基点 1, 点ア, 点イ, 基点 2 を順次結んだ線と霞ヶ浦湖岸によって囲まれた水面

基点 1 茨城県稲敷郡美浦村馬掛字一斗内163番に管理者が建設した標柱の位置

基点 2 茨城県稲敷郡美浦村馬掛字内出486番の 1 に管理者が建設した標柱の位置

点ア 基点 1 から45度1,000メートルの点

点イ 基点 2 から45度1,000メートルの点

## 2 変更後の区域

次に掲げる基点 1, 点ア, 点イ, 基点 2 を順次結んだ線と霞ヶ浦湖岸によって囲まれた水面

基点 1 茨城県稲敷郡美浦村馬掛字一斗内163番地に設置した標識

基点 2 茨城県稲敷郡美浦村馬掛字内出486番地の 3 に設置した標柱

点ア 基点 1 から45度1,000メートルの点

点イ 基点 2 から45度988メートルの点

## 茨城県告示第347号

平成14年 2 月13日付けで、牛久土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成14年 3 月20日認可した。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第348号

平成14年 2 月13日付けで、牛久南部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成14年 3 月20日認可した。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定による営業停止処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成14年 3 月19日

2 処分を受けた者

(1) 商 号 株式会社アリムラ

(2) 所 在 地 真壁郡協和町大字門井1681番地

(3) 代表者の氏名 齊 藤 孝 男

(4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般-13）第7970号

3 処 分 の 内 容

建設業の営業の全部停止（平成14年 4 月 2 日から平成14年 7 月 1 日までの 3 ヶ月間）

4 処分の原因となった事実

元代表取締役有村義昭は、代表取締役在任当時、協和町が発注する予定の公共工事について同社が指名競争入札

参加者に指名されるなど有利便宜な取り計らいを受けたいなどとして、当時協和町長で平成10年10月15日施行の同町長選挙に立候補する決意を有していた岡野英一に対して賄賂を供与した罪及び同選挙に関し寄附をした罪で、平成13年12月26日に水戸地方裁判所から懲役1年執行猶予5年の判決を受け、その刑が確定したこと。

#### 茨城県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北茨城大子線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要  |
|-----------------------------|------|--------------------|-------------|------|
| 久慈郡里美村大字徳田字天平<br>1047番1地先から | 旧    | 最大 11.5<br>最小 4.5  | 1,782       |      |
|                             | 新    | 最大 47.0<br>最小 15.0 | 1,620       | 現道拡幅 |

#### 茨城県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年3月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸那珂港山方線
- 3 道路の区域

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要    |
|----------------------------|------|--------------------|-------------|--------|
| 久慈郡金砂郷町大字花房字寺下<br>1277番7から | 旧    | 最大 —<br>最小 —       | —           |        |
|                            | 新    | 最大 84.0<br>最小 15.6 | 1,482       | バイパス新設 |

#### 茨城県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩瀬土浦自転車道線
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要    |
|-----------------------|------|---------|------|--------|
| 西茨城郡岩瀬町大字犬田1378番 2 から | 旧    | メートル    | メートル |        |
|                       |      | 最大 —    | —    |        |
| 西茨城郡岩瀬町大字犬田1317番まで    | 新    | 最大 25.3 | 345  | 休憩施設設置 |
|                       |      | 最小 4.0  |      |        |

## 茨城県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 北茨城大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字徳田字天平1042番 1 地先から  
久慈郡里美村大字徳田字仲田776番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月 1 日

## 茨城県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字折橋字湯平1650番 1 地先から  
久慈郡里美村大字折橋字横川1419番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月 1 日

## 茨城県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 常陸那珂港山方線
- 2 供用開始の区間 久慈郡金砂郷町宮の郷473番60から

久慈郡金砂郷町宮の郷473番60まで

- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月 1 日

茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字犬田1378番 2 から  
西茨城郡岩瀬町大字犬田1317番まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 3 月31日

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 3 月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長沖藤代線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町大字押切字押切916番 3 地先から  
北相馬郡藤代町大字宮和田字岡田1576番 1 地先まで  
北相馬郡藤代町大字宮和田字岡田1576番 1 地先から  
北相馬郡藤代町大字宮和田字堤下1260番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年 4 月 1 日

茨城県告示第358号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称  
井戸ノ入の 1 南地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次結んだ線、標柱 5 号と標柱 6 号を市道4022号線南側境界線に沿って結んだ線、標柱 6 号から標柱 8 号を順次結んだ線及び標柱 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域。

| 市 郡 名 | 町 村 名 | 大 字 名 | 字 名  | 地 番              | 標柱番号 | 備 考    |
|-------|-------|-------|------|------------------|------|--------|
| 北茨城市  |       | 平潟町   | 井戸ノ入 | 238- 6<br>238- 2 | ①    | 境界線上の点 |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 237- 3           | ②    |        |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 238-11           | ③    |        |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 238- 1           | ④    |        |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 245<br>市道4022号線  | ⑤    | 境界線上の点 |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 244<br>市道4022号線  | ⑥    | 〃      |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 238-13           | ⑦    |        |
| 〃     |       | 〃     | 〃    | 239- 1, - 3      | ⑧    |        |

~~~~~

茨城県告示第359号

平成14年 2 月20日付けで出願のあった公有水面埋立権の譲渡については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第16条第 1 項の規定に基づき許可したので、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第24条の規定により次のとおり告示する。

平成14年 3 月28日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 埋立権の譲渡を許可した日

平成14年 3 月19日

2 譲渡人及び譲受人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 譲渡人

所 在 地 東京都中央区銀座六丁目15番 1 号

名 称 電源開発株式会社

代表者住所 東京都小平市鈴木町 1 - 72 - 1 グランスクエア 1 - 205

代表者氏名 取締役社長 中垣 喜彦

(2) 譲受人

所 在 地 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

名 称 東京電力株式会社

代表者住所 神奈川県川崎市宮前区神木 1 - 7 - 18

代表者氏名 取締役社長 南 直哉

3 公有水面埋立法第11条の埋立の免許の告示日及び告示番号

(1) 免許を告示した日 平成 5 年 4 月 5 日

(2) 告 示 番 号 茨城県告示第477号

~~~~~

### 茨城県告示第360号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、土浦市木田余土地区画整理組合の理事の

氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事を退任した者

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 今 泉 光 夫 | 土浦市木田余東台三丁目14番24号 |
| 理 事 | 殿 岡 明   | 土浦市大字木田余2493番地    |
| 理 事 | 殿 岡 保   | 土浦市大字木田余1574番地の 3 |

茨城県告示第361号

笠間駅北土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 笠間駅北土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 笠間市石井2075番地 2  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成10年11月12日  
事 業 施 行 期 間 自 平成10年11月12日  
至 平成16年 3 月31日  
施 行 地 区 笠間市大字笠間 字御旗前，字権現，字森下の各一部

2 公告すべき変更の内容

事 務 所 の 所 在 地 笠間市石井717番地，笠間市役所内

3 変更認可の年月日 平成14年 3 月28日

茨城県告示第362号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、取手市下沼土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市下沼土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 取手市青柳356番地  
事 業 施 行 期 間 自 平成 8 年10月14日  
至 平成14年 3 月31日  
施 行 地 区 取手市大字井野字下沼の一部  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成 8 年10月14日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 8 年10月14日

至 平成16年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成14年 3 月28日

#### 茨城県告示第363号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、守谷町守谷東特定土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷町守谷東特定土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 守谷市大字守谷甲1401番地 3

事 業 施 行 期 間 自 昭和63年12月12日

至 平成14年 3 月31日

施 行 地 区 守谷市大字守谷字坂町，場内，御茶屋下，相野谷，法花坊，庚塚，二ッ塚，新町裏，古城沼の各一部

設立認可の年月日 昭和63年12月12日

##### 2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 昭和63年12月12日

至 平成15年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成14年 3 月28日

#### 茨城県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 三和町

2 都市計画事業の種類及び名称

三和都市計画下水道事業三和町公共下水道

3 事業施行期間 平成 3 年 2 月 7 日から

平成20年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 平成 3 年 2 月 7 日茨城県告示第147号，平成 9 年12月 1 日茨城県告示第1227号及び平成10年 8 月24日茨城県告示第979号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

三和町大字諸川字大竹下，字大竹原，字柏木の全部及び字明神下，字山王下，字大竹，字海道西，字海道東，字谷津，字仁連境，字手水添，字大日前，字前原の各一部

#### 茨城県告示第365号

北浦町長から平成14年 1 月25日付け建第24号で協議のあった界地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24

年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成14年 2 月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県銚田土地改良事務所長 由 田 展 也

1 縦覧に供する書類

界地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 3 月29日から

平成14年 4 月25日まで

3 縦覧の場所

北浦町役場

茨城県告示第366号

猿島町長から平成14年 3 月 1 日付で協議のあった駒寄地区土地改良事業（基盤整備促進事業・農道整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成14年 3 月 7 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

1 縦覧に供する書類

駒寄地区土地改良事業計画書（基盤整備促進事業・農道整備）の写し

2 縦覧の期間

平成14年 4 月 1 日から

平成14年 4 月26日まで

3 縦覧の場所

猿島町役場

茨城県告示第367号

長井戸沼土地改良区から平成14年 1 月31日付けで認可申請のあった長井戸沼地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成14年 2 月25日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

1 縦覧に供する書類

長井戸沼土地改良区定款の写し

長井戸沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 4 月 1 日から

平成14年 4 月26日まで

- 3 縦覧の場所  
総和町役場

茨城県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業銚田南部地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成14年 3 月28日

茨城県銚田土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業麻生西部地区（第 1 換地区）に係る換地処分をした。

平成14年 3 月28日

茨城県銚田土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業麻生西部地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成14年 3 月28日

茨城県銚田土地改良事務所長 由 田 展 也

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 1 号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第 8 号）第 3 条第 2 号に規定する人事委員会が認める職を次のように定め、平成14年 4 月 1 日から施行する。

平成14年 3 月28日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

- 1 医師  
2 看護師

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営内原地区土地改良事業につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県管内原地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 3 月29日から平成14年 4 月25日まで

## 3 縦覧の場所

内原町役場

## ●地籍調査の成果認証

常陸太田市，日立市，鹿島郡銚田町，東茨城郡小川町，古河市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成14年 3 月28日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 常陸太田市，日立市，鹿島郡銚田町，東茨城郡小川町，古河市                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 常陸太田市宮本町の一部<br>平成12年10月10日から<br>平成12年12月11日まで<br>日立市森山町 1 丁目の一部，森山町 2 丁目・ 3 丁目・ 4 丁目・ 5 丁目，大みか町 7 丁目の各全部<br>平成12年 7 月10日から<br>平成13年 2 月26日まで<br>鹿島郡銚田町大字白塚の全部，大字大竹，柏熊，烟田の各一部<br>平成12年11月 6 日から<br>平成13年 2 月19日まで<br>東茨城郡小川町大字上吉影，佐才の各一部<br>平成10年 7 月21日から<br>平成10年 8 月28日まで<br>古河市雷電町の一部<br>平成11年 4 月14日から<br>平成12年 2 月 4 日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成14年 3 月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

---

**訓 令**

---

（教 育 委 員 会）

## 茨城県教育委員会訓令第 3 号

茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 3 月28日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

茨城県県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校職員服務規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

付 則

この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

茨城県教育委員会訓令第4号

県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の週休日の割振りの特例に関する基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月28日

茨城県教育委員会委員長 増 田 一 也

県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の週休日の割振りの特例に関する基準の一部を改正する訓令

県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の週休日の割振りの特例に関する基準（平成 7 年茨城県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び市町村立学校県費負担教職員」を削る。

第 1 条中「、第 4 条第 1 項及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）第 2 条」を「及び第 4 条第 1 項」に改め、「及び市町村立学校県費負担教職員」及び同条ただし書を削る。

第 2 条中「並びに毎月の第 2 土曜日及び第 4 土曜日並びに夏季及び冬季等の休業日の土曜日」を「以上」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「事務職員、学校用務員、作業員、ボイラー技師、自動車運転手、介護員、学校栄養職員及び調理員並びに市町村立学校県費負担教職員のうち日立市立日立養護学校に勤務する事務職員」を「作業員」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を第 1 号とし、同条第 3 号中「海事職員及び船舶職員」を「教諭、助教諭、講師、実習助手、海事職員及び船舶職員のうち遠洋航海実習に従事する者」に改め、「原則として 7 日以上を週休日として」を「週休日を」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号を第 2 号とする。

付 則

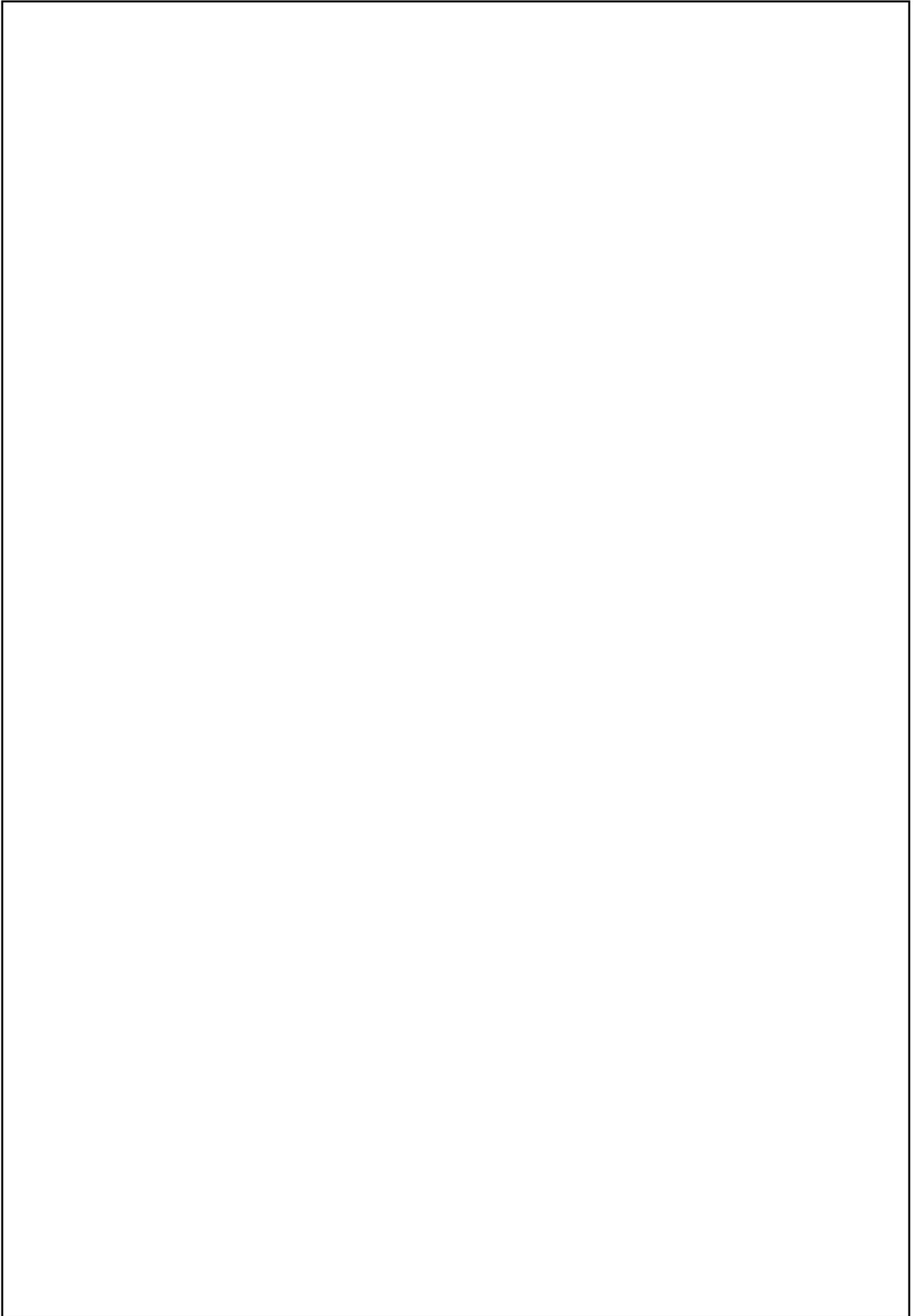
この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

**正 誤**

平成14年 3 月14日付け茨城県報第1346号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤        | 正        |
|-----|-------|----------|----------|
| 39  | 下から 5 | 4340番地25 | 2340番地25 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)